

平成 26 年度 第 4 回 東京都北区環境審議会議事要旨

日時： 平成 27 年 3 月 2 日（月） 14:00～15:40

場所： 北区役所 第一庁舎 4 階 第二委員会室

【出席者】

< 委 員 >

丸田 頼一	委員	卷出 義紘	委員	柳井 重人	委員
秋山 香織	委員	広野 要	委員	齋藤 邦彦	委員
小山 文広	委員	原 芳子	委員	尾花 秀雄	委員
戸枝 大幸	委員	花見 隆	委員	青木 博子	委員
大沢 たかし	委員				

< 事務局 >

宮内利通生活環境部長

稲垣茂孝環境課長

【次 第】

1. 開 会

2. 議 事

< 議事 1 > 「東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業」に係る
環境影響評価調査計画書について

< 議事 2 > その他

3. 閉 会

【傍聴人】

傍聴人 6 名

【議事録】

< 議 事 1 >

○委員

今日は、東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業の環境影響評価調査計画書について審議を行う。では、事務局から説明をお願いします。

○事務局　－資料説明－

○委員

区長意見という話があったが、日程などを含めて説明をお願いします。

○事務局

本日、3月2日までが調査計画書の縦覧閲覧期間になっており、昨日までで15件の縦覧と閲覧の希望があった。環境課が2月23日に縦覧が1件。また、地域振興室では貸出しが2件と閲覧が3件である。それから、中央図書館では閲覧が8件、上十条図書館では3件ということで、全体の縦覧閲覧総数としては15件、それから、貸出しの総数としては、その内2件。

本日は、区長意見を審議会としてまとめ、これから予定されている地域開発特別委員会で議会の意見を集約し、その後区長意見を都に提出する形となっており、その提出期限は3月11日というスケジュールである。

○委員

都市計画事業、都市計画審議会等の関わりがあり環境審議会だけのものではないので、大体こんな感じというスケジュールを説明いただきたい。

○事務局

工事着手までの流れということで、都市計画の流れと環境影響評価の流れというものがある。その中で、都市計画の素案説明会が先月、2月2日、3日に行われ、それと同時並行に環境影響評価調査計画書の提出が行われている。現在、調査計画書に対して都民の意見と、関係する自治体として北区の意見を申し上げることが機会として与えられているため、北区の意見をまとめさせていただくということである。環境影響評価書案はこれから先のことであり、スケジュールに関しては、まだ確定していない。

○委員

つけ加えると、今日の審議会では皆さん方からご意見を特にいただきたいのは、報告書の85ページから89ページ辺りがキーポイントである。この調査計画書だと、こういった項目については、今後細かい調査が必要だけど、これについては余り影響がないから、それは省くことにするということが、この辺りに出てくるわけである。実際、それを省いていいのか、皆様から意見をいただいて、区長意見として今後整理していく際に、審議会の意見として尊重して行ってほしいということが出てくると思う。

（傍聴席より発言あり）

○委員

環境影響評価の項目で選定をした7つは理解をしている。選定しなかった項目とその理由として、89ページ、特に風環境について、高架の高さが周辺の建物より大きく上回ることはなく、下部は開放される箇所もあることから、風環境に影響を及ぼす可能性は小さいと考えられると、選定しなかった理由が書かれている。74ページの6. 2. 12、風環境については、十条駅より南側の地域には学校や病院等の施設が多く存在し、また、事業区間周辺は低層の独立住宅や3階建から5階建の商業施設等が多く立地している。また、環状7号線等のところは、6階建から12階建の集合住宅も一部立地している。そして最後に、このように風環境に影響を及ぼすような高層建築物は存在していないと書かれている。

今の段階ではこの環境状態なのだが、今後11年間かけてこの事業計画が進んでいくと同時に、十条の再開発、まちづくりも進んでいくと思う。その際に、駅前に高層建築物の計画もあるのだが、周辺の開発との関係は、今回の環境アセスには盛り込まないと思うが、どのように理解をしたらいいか、お伺いしたい。

○事務局

今回は鉄道の改良に特化したものである。大規模な開発事業などを実施する際に、できるだけ影響を少なくするための一連の手續と最初に説明したが、その要件が、鉄道の改良というと、都で定められているのは1km以上ということで、本事業は1.5kmである。再開発のビル自体が環境影響評価の対象になるかというのは、この事業に関しては無いと思う。ただ、今後事業を進めていく段階で、その事業者に対して風の影響を少なくさせるような努力を事業者に求めていくという形になるかと思う。

今回の鉄道の改良事業に関しては、切り離して意見をまとめていきたい。

○委員

今回の環境アセスメントに関しては、風に関しては調査項目の中には含まれない、なじまないということは理解できた。ただ、今後、周辺の環境が大きく変わっていく中で、またそういう課題が出てきたときには、風環境を考えていくのか、もしくは、その段階で鉄道事業の風環境についてもまた持ち上がってくるものなのか、もう一度、そこだけ確認させてほしい。

○事務局

別と考えるを得ない。ただし、11年間と工事に時間がかかるので、今の段階では、環境影響評価調査計画書は、東日本旅客鉄道赤羽線十条駅付近の立体交差事業として切り離して考えていただきたい。

○委員

今回のアセスの中では切り離さざるを得ないが、周辺の開発に伴い、風の影響は出てくると思っている。また、周辺の開発の際には、しっかりと風害も検討項目の中に入れていかないと、完成してから大きな風害が起こるということではいけないので、慎重に行ってほしいという思いで発言させていただいた。

○事務局

事業者が再開発のビルを建てる段階での計画の中で、風対策に関して求めていきたいと思っている。

○委員

まず、日影、電波障害等は工事完了してから調査するということだが、工事完了後に調査して、対応することができるのだろうか。

内容的に影響はない、要因は少ないと断定されているので、それについて本当なのかと疑っても仕方がなく、信じていくしかないと思うところもある。例えば、88ページの水質汚濁を見ると、施工の際の事業者の対応、運用に頼っているところが多いと思う。本当にこのまま行ってもらえれば問題ないのだろうが、11年間の作業中に、監査や査察といった、途中で本当にきちんとやっているかどうかをチェックする機会があるのか、少し気になった。

○事務局

日影は完成してから影響を及ぼすことになるため工事完了後なのだが、まだ正確な設計は出来上がっていない。例えば、7ページに杭の長さが25mから35mと書いてあるが、こういったことについても、試掘して土の状態を把握しないと、杭の長さが決まらなかったり、調査しないとわからなかったりする部分もある。

現段階では、調査の計画に関して区長意見を申し上げるということである。工事の期間が11年で示されており、9ページに載っているが、施工工程として、準備工事から電気工事の高架橋を通る工事、それから軌道工事ということで、11年の歳月を要するという想定である。これから、都市計画決定をしていき、環境影響評価の流れとしては、一番初めの調査計画書の提出があり、北区長としての意見を述べる段階なので、まだまだ工事の着手までには時間を要するものだという認識をいただければと思う。

高架構造物が完成した段階でないと、日影に関しての影響が正確に評価できないという状況である。同様に、今は日影を取り上げたが、86ページの電波障害等も、完成を見越して、評価していくものである。

水質汚濁については、技術基準に照らし合わせているため、業者に基準を守っていただくよう指導する。

例えば、水質汚濁の関係だが、一義的には、それを請け負うことになった事業者に契約でそういった部分を縛り、実施中は東京都が事業者であるから、その間に監督が入るということで担保していくと考えている。

○委員

この日影と電波障害については、工事完了後にどうこうするのではなく、それも加味して事前に環境影響評価の報告書をつくるということで、物が完成してからつくるというわけではない。

○委員

質問なのだが、現在、都市計画案も環境影響評価書案についても詰めている段階で、都市計画案が変更になった場合、変更になる可能性があるのかということと、工事内容が変われば環境の影響評価も変わると思うが、そういった可能性が今後あるのかどうか。

○事務局

都市計画の案が変更になる可能性は、ないわけではないと思う。ただ、それがどのくらい環境に影響を与えるような変更の内容なのかというのは、根本のところは鉄道の立体工事で、

鉄道の改良という形なので、大きくこの形が変わることはないと考えている。

摩擦杭という杭で留めるのだが、地盤が良い場所であったため基礎杭が想定よりも短くて済んだといったことは考えられると思う。しかし、例えば高さが16mから全く異なる30mになる等といったことはないと考えている。あくまでも、この計画に沿って詳細を詰めていった段階で、杭の大きさが10%ぐらい少なくて済んだとか、そのような形になるだろうから、大きく変わることはないと思われる。

○委員

幾つか説明がほしい。例えば、111ページと112ページに影響を及ぼすと予想される範囲が書いてあって、これは事業区間が100mとなっているが、騒音の影響範囲を考慮したら100mになる根拠は何か。

水循環の話があったが、地下水が多い中で結構な頻度で杭を打って、それは影響がほとんどないという根拠は何か。

計画がどうなっているかは分からないが、風環境も、どうなるか分からないため何とも言えないが、高架の下が建物になると長大な壁みたいなものとなり得るので、そういったようなこともどうなっているのか。水循環や風環境に関する事業の影響範囲の根拠等の部分が分かりにくいと感じる。

107ページ、景観の評価方法で直近から見た評価になっているのだが、例えば清水坂公園、中央公園からの見え方は考えなくていいのか、疑問を感じる。景観は直近から見えるというだけではなく、公園等の皆が集う場所から、あるいは道路、本郷一赤羽線からの見え方などが必要になるのではないかと思う。

それから、北区の環境基本計画2015が、この4月からスタートするが、この調査計画書の記述だと、前の環境基本計画になっているので、その辺の整合性もとっていただきたい。

○事務局

まず、評価の影響範囲について、93ページをご覧くださいと、騒音の状況をどのように調査範囲としているかが載っている。原則として、鉄道騒音は近接側軌道中心線から6.25m、12.5m、25m、50m及び100m離れた位置の地上1.2m及び3.5mの高さで測定するという技術基準があり、その基準に適合させた範囲で評価している。

風環境の評価の方法は、技術基準があり、高架橋の高さというのは7ページの駅部で一番高いところが16m、建物で言うと5階建ほどの高さということと、8ページ、図4.2-5を見ていただくと、一般部の高架橋の高さは、約7mから11mということで、3階建ほどの高さになる。それから、擁壁区間が約2mから7mなので、高いところでも2階建ほどで、余り影響がないということである。ご意見のなかで、どうしても風環境を含めたいということであれば、審議会の皆さんの意見も参考にさせていただいて、事務局でまとめた案の中に、つけ加えさせていただきたい。

環境基本計画に関しては、環境基本計画は平成27年度からになるので、今の段階ではまだ古い環境基本計画ということで、ご理解いただきたいと思う。

○委員

ご説明いただいたようなことが、分かりやすくこの図書に書かれているかどうかの方が大事かと

思う。今のように、技術基準に適合しているという根拠を説明してもらえば納得するし、この文書の表現を見ると、疑念を抱きそうな部分は多いので、全体的にもう一度ご検討いただきたいというのが趣旨である。

○事務局

今後の環境影響評価書案では、もう少し分かりやすい構成をしていただきたいという申し入れをしていきたいと思う。

(傍聴席より発言あり)

○委員

今回の工事区間は住宅密集地なので、風環境も非常に、近隣住民には大きな影響がある。景観も含めて、全て影響がないとは言えないのではないか。家の傍まで迫っているようなところを通っている線路なので、私からは、風環境についても項目に入れていただけたらと思う。

○委員

それでは、事務局原案を出していただくということで、よろしいか。何か追加するような事項があれば、含めていただきたい。

○事務局

事務局案を読み上げ、確認をしていく。総論。本事業の対象区域である十条駅周辺は、多くの学生が行きかう学校等の教育文化施設、医療関係施設、都内有数の商店街を有する地域である。このような十条地域の特性を踏まえ、長期間にわたる事業において、周辺環境保全に配慮した事業計画とするとともに、事業実施時においては、技術進歩等を踏まえ、可能な限り環境影響の低減に努められたい。また、区民からの意見・要望については、十分に検討し、環境保全のための適切な措置を講じられたい。ということで、総論をまとめさせていただいた。

各論。1番目、大気汚染について。建設工事において想定される粉じんの飛散や、建設機械等による排出ガスの影響を少なからず受けるため、住宅が近接している区域であることを踏まえ建設工事施工中について評価項目に追加されたい。

2番目、騒音・振動について。二つあり、まず一つ目が、工事車両の走行に伴う道路交通騒音・振動については、走行ルートと想定される道路の現況交通量に対する工事車両の割合が少ないことを理由として評価項目として選定しないとしているが、本事業区間周辺の土地利用状況は、駅周辺を除き住居系の利用が多く、駅周辺の走行ルートも限られるため、工事車両の走行ルートを明らかにするとともに、予測評価をされたい。二つ目として、鉄道騒音の調査方法については、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（環境庁）」に準拠した方法とするとしているが、評価に際しての現況値について、当区の環境課と十分に調整した上で評価されたい。

3番目、地盤について。高架橋等の構造物の施工中並びに設置による周辺地盤への影響が生じないよう留意されるとともに評価項目に追加されたい。

4番目、水循環について。事業区間の地域の水循環を阻害しないよう高架橋等の基礎工事の施工に伴う地盤の変形等に留意されるとともに評価項目に追加されたい。

5番目、景観について。住居が近接している区域であること踏まえ、周辺と調和したデザイ

ンとするなど、配慮されたい。

このようにまとめさせていただきたいと思う。風環境も追加項目にということであれば、追加してまとめさせていただきたいと思う。

○委員

総論はさておき、各論で、大気汚染の特に粉じん、それから排出ガス、二酸化窒素であるとか、浮遊粒子の粒状の物質とか、いろいろあるので、総括して評価項目に追加されたいということが書いてある。

騒音・振動については、87ページに詳しく載っているのだが、それに加えて重視すべきということから、区の意向も追加しているということである。

地盤については、評価項目として選定されておらず、88ページを読むと影響を及ぼす要因はない、地盤に影響を及ぼす要因はない等とはっきり書いてあるが、そうではなく、追加してほしいということである。

それから、水循環についても、施工中それから掘削工事等で地下水によるいろんな水位の変化が考えられるので、完了後についても丁寧に評価してほしいということだと思う。

景観。これは評価項目として選定されているが、より重視してほしいということで書かれている。

ただいま、風環境が89ページに選定しなかった項目及びその理由ということで、多少、理由づけが書いてあるが、最近のイレギュラーな風や突風等、今までにないような風が日本に出てきている。だから、工事中を含めて、災害対策とか安全性も十分考え実施するようということ、評価項目に挙げておいたほうがいいのではないかと思う。この審議会の委員から、風について追加したいということだが、異論はないか。

○委員

周辺が木造住宅も多く、再開発も伴うので風は住民には影響あると考えられるので、ぜひ6番目として追加していただけたらと思う。

○事務局

風環境について追加をするということによろしければ、文言に関しては、事務局と会長一任でまとめさせていただきたいと思う。

○委員

皆さん、よろしいか。

(了承)

○委員

事務局案では盛り込まれなくても結構だが、このような事業をやるときは、全員が賛成というわけにはいかないと思っているのだが、反対者の意見、あるいは反対者がどのようなことをされているか、こちらに対して説明できることはあるか。

○事務局

本審議会においては、調査計画書に対する区長意見をまとめるということで、反対の方たちにどのような説明をするか等は、都市計画の流れとして、市区町村の住民及び利害関係者は意見書を出す機会がある。都市計画案の説明会のところに書いてあるように、関係市区町村

の住民及び利害関係者の意見書ということで、そういった機会が設けられているので、そちらでという形になろうかと思う。

○委員

流れは分かったが、今まで反対者がいたのかもわからないし、反対者に対して何を説明していたかは気になる。

○事務局

私どもは環境影響評価の担当部署の環境課で、正確な情報ではないが、十条まちづくり協議会というものがあり、その中で話をしていると聞いている。

○委員

今日の審議に即するかどうかはわからないのだが、JRの高架下はJRが勝手に使用できるのか、それとも、JRが何かを建てたり使用したりするときに、北区との話し合いをした結果、それができるようにするのか、疑問がある。

○事務局

工事着手がなかなか見通せない事業で、最終的には事業者側とJR東日本旅客鉄道株式会社と相談をして、高架下の利用のことは決まるかと思う。今の段階では、この環境影響評価調査計画書に対して、区長意見をまとめさせていただくということであり、まだその機会ではないということで、ご理解いただきたい。

○委員

環境影響評価の流れとして、今日の審議会はどの段階に相当するのか。

それから、この全体の流れが2月20日から3月2日に縦覧閲覧期間だったそうだが、これはいつどこで公示されるのか。例えば、北区ニュースにはいつごろ載っているのか。あと、10日間ぐらいでかなり短い期間だと思うのだが、これからも住民の方のご意見を伺うチャンスがあるのか、それともこれで終わりなのか、今後の流れについてお伺いできればと思う。

(傍聴席より発言あり)

○事務局

2月20日から3月2日が縦覧閲覧期間になっており、2月20日から3月11日までが都民意見の提出期間となっている。本日が3月2日の環境審議会で、3月6日に地域開発特別委員会で区長意見についてまとめさせていただきたい。

現段階としては、都からの調査計画書の提出があり、その調査計画書に対しての区長意見、都民区民を都に提出するという段階である。それらが集約され、4月以降に環境影響評価書案の手続きに入っていくという形になるので、今後とも意見を申し上げる機会はある。

○委員

今回の公示、縦覧については、いつごろ、こういった手段で区民に公表されていたのか。

○事務局

2月20日に環境影響評価調査計画書が公示され、同日の2月20日号の北区ニュースには載せさせていただいた。

○委員

できれば、もう少し余裕を持ってされると良いと思った。

(傍聴席より発言あり)

○委員

他にどうか。よろしいか。では、本日皆さんからご意見を頂戴し、審議会からお願いすること、追加項目についてもご意見をいただきました。会長一任を了承いただきましたので、事務局案をベースに審議会案を事務局と打ち合わせてまとめていきたいと思う。

(傍聴席より発言あり)

< 議 事 2 >

○事務局

その他ということで、事務局からご報告をさせていただく。豊島五丁目地域のダイオキシン類土汚染対策に関して訴訟となっているということで、先月2月26日に、日産化学工業株式会社と第1回口頭弁論があり、今月3月26日にJX日鉱日石金属株式会社との第1回口頭弁論が予定されている。その後、5月26日に、引き続き口頭弁論ということで、裁判所から予定が示されたので、ご報告だけさせていただく。詳細はまた期日が来たら、審議会に報告させていただきたい。

○委員

ご質問、ご意見はないか。

(なし)

○委員

では、以上をもって、本日の次第は全て終了とする。

—閉会—